

令和2年5月25日

区内認証保育所利用者 各位

足立区教育委員会

教育長 定 野 司

緊急事態宣言の解除に伴う区内保育所等の運営について（お願い）

日頃から足立区教育委員会および教育・保育活動にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症対策として、臨時休園にご協力を賜り重ねてお礼申し上げます。

国の緊急事態宣言の解除後の区内保育所等の運営について、以下の通りお知らせいたしますので、引き続きご理解とご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

1 保育所等への登園について

実施していた臨時休園及び緊急特別保育については、令和2年5月31日で終了いたします。

ただし、国からは緊急事態宣言が解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある旨などが示されていることから、**引き続き、可能な方は家庭での保育にご協力をお願いいたします。**

※**このお願いは家庭での保育を強制するものではありません。** 各ご家庭の状況に合わせて、無理のない範囲でご判断いただきますようお願いいたします。

※登園される場合も、毎朝、必ずお子さんの検温をし、体調がすぐれない場合には登園を控えていただくなど、感染の拡大防止にご協力いただきますよう、お願いいたします。これまで以上にお子様の健康観察を徹底していただき、お通りの保育所への報告をお願いいたします。

※臨時休園終了に伴い、各認証保育所には、給食提供も含めた通常保育の再開を依頼しております。

※お通りの園で新型コロナウイルス感染者が発生した場合や感染症拡大等に伴って国や都の方針が変更となった場合、臨時休園とすることがあります。あらかじめご承知おきください。

※**5月31日より前に緊急事態宣言が解除されたとしても同様の取扱いとします。その場合、5月31日までは、緊急事態宣言解除を理由に保育を希望される際は、緊急特別保育で対応いたしますので、お通りの園に申し出ください。**

（裏面あり）

2 6月分の保育料の扱いについて

保育料等の取り扱いについては、各認証保育所にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

子ども施設入園課認証・認可外保育係

電話 3 8 8 0 - 8 0 1 3

F A X 3 8 8 0 - 5 7 0 3